

おもいやり

2018年12月 Vol.3

足利市人権推進広報紙 第3号
発行 平成30(2018)年12月1日
足利市総務部人権・男女共同参画課
電話：0284-70-8600
ファックス：0284-73-8066
E-mail：jinken@city.ashikaga.lg.jp

70周年!

《世界人権宣言採択・人権擁護委員制度》

世界人権宣言をご存知ですか？

2018年は、1948年12月10日に国連総会で世界人権宣言が採択されてから70周年の節目の年です。

世界人権宣言とは、世界中の全ての人と国が達成すべき共通の人権基準について示した宣言文です。その内容は、前文と30条の条文から構成され、「自由権」と「社会権」について書かれています。「自由権」とは、人が国家権力から干渉されず自由に生きる権利のことで、「社会権」とは、社会の中で人間らしい生活をする権利のことです。

第1条には「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならぬ。」とあります。分かりやすい表現にすると、「すべての人は生まれつき自由で平等に扱われる権利がある」ということです。近年、いじめ問題やハラスメント問題など人権に関する深刻なニュースが数多く報道されています。皆さんも世界人権宣言採択70周年の節目に改めて人権について考えてみませんか？

あなたの街の身近な相談パートナー

人権擁護委員制度は1948年7月に現在の法務省の前身である法務庁のもとで人権擁護委員令が施行され創設された制度です。現在、全国には、約1万4000人の人権擁護委員が法務大臣からの委嘱を受け、ボランティアで活動しています。活動内容は、人権相談、各種啓発活動、人権侵害被害者の救済のお手伝いなどを行っています。

足利市内にも、現在13名の人権擁護委員があり、地域の皆さんの人権が侵害されることがないよう活動を行っています。人権侵害に関する悩み事はひとりで悩まず、人権擁護委員までご相談ください。

【お問い合わせ】
0570-0003-110 (みんなの人権110番)



子どもの人権 SOSミニレター

法務局の人権擁護機関では、全国の小・中学生の児童・生徒に「子どもの人権SOSミニレター（便箋兼封筒）」を配布しているよ。

ミニレターに相談したいことを書いてポストに投函すると、最寄りの法務局・地方法務局に届いて人権擁護委員や法務局職員が返事をくれるよ。誰にも言えずに困っていることがあったら、「子どもの人権SOSミニレター」を使って、相談してね。

【お問い合わせ先】

0120-007-110 (子どもの人権110番)



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん 人KENまもる君

「足利市には日本遺産・足利学校があります。そして学校には論語があり、今、小学生たちも論語の素読をしています。その論語の中に「恕」*の言葉があります。足利市民は互いに認め合い、思いやり、住み良い、明るい街にしていきたい」との思いから名づけられました。

*「恕」・・・「思いやり」のこと。

「子貢問いて曰わく、一言にして以て終身之れを行うべき者有りや、と。

子曰わく、其れ恕か。己の欲せざるところ、人に施すこと勿かれ、と。」

(書き下し文：足利市教育委員会編集・発行「論語抄」から)

題字の「おもいやり」 とは

ご存知ですか？

人権三法が施行されています



平成28（2016）年に人権に関する3つの法律が施行されました。それぞれの法律の目的（条文第一条）については、以下のとおりです。

足利市では、より多くの方々が人権意識を高め、お互いの人権を尊重し合える社会を目指し、毎年人権啓発事業として人権問題講演会や啓発活動などを行っています。

私たち一人ひとりが、お互いの人権を尊重し合い、差別や偏見のない明るい社会を築いていきましょう。

障害者差別解消法

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

平成28（2016）年4月1日施行

（目的）

第一条 この法律は、障害者基本法（昭和四十五年法律第八十四号）の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

ヘイトスピーチ解消法

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

平成28（2016）年6月3日施行

（目的）

第一条 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進する。

部落差別解消推進法

部落差別の解消の推進に関する法律

平成28（2016）年12月16日施行

（目的）

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

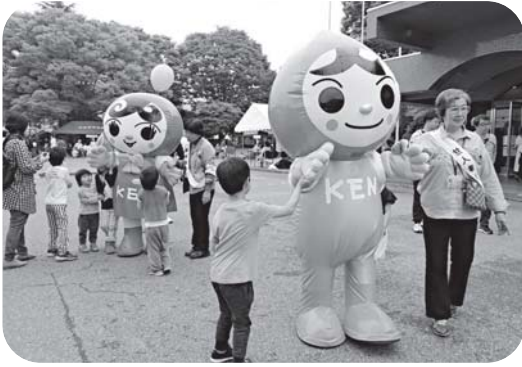


足利市の”人権擁護委員“

足利人権擁護委員協議会足利部会

◎足利市ふれあいのつどい

今年度も参加し、啓発物品の配布を行い、来場者への人権啓発活動を実施しました。
期日…平成30年5月13日（日）
場所…市民体育館



人権イメージキャラクター
人KENまもる君、あゆみちゃんも
参加しました

◎人権の花運動

毎年、市内小学校4校ずつ実施し、6年間をかけて、児童全員がいずれかの学年で体験できる事業です。この事業は、児童が互いに協力し合いながら花を栽培することを通して、命の尊さを実感することを目的としています。
今年度は、矢場川小学校、東山小学校、御厨小学校、富田小学校において実施しました。
各小学校では、花壇やプランターを使用し、児童が生育状況や開花の様子を観察記録や感想文にまとめるなどして、人権学習に取り組みました。



東山小学校での人権の花贈呈式の様子



矢場川小学校の人権の花
子どもたちの世話によって
きれいな花が咲きました

◎足利市「いのち・愛・人権」展

今年8月17日（金）から8月21日（火）に、アピタ足利店1階コムコム広場において実施しました。

平成29年度の人権書道・人権啓発ポスター・人権作文の入賞作品や各種啓発資料などの展示を行いました。



身近な相談パートナー

人権擁護委員

人権擁護委員は、法務大臣から委嘱された民間ボランティアの方たちで、人権相談や各種啓発活動、人権侵害被害者の救済のお手伝いなどを行っています。
ひとりで悩まず人権擁護委員までご相談ください。

【お問い合わせ先】
0570-0003-110
(みんなの人権110番)

◎人権講話

6月20日（水）に三重公民館において高齢者の人権についての講話を行いました。



★いじめをなくそう

in毛野中

文化祭で放映するいじめ撲滅のための劇を練習する生徒たち。皆さん和気あいあいと練習していました。



12月4日から10日は人権週間です！



国際連合総会で世界人権宣言が採択された12月10日は「人権デー」に指定され、国連をはじめ各国で「人権」をテーマに様々な行事が行われています。日本では、12月4日から10日を「人権週間」に定めて、全国的に人権意識の高揚を図るための啓発活動が展開されています。

足利市では、「ひとtoひとのフォーラム」の開催や人権推進広報紙「おもしろ」を発行し、一人でも多くの市民の方に「人権」を考えてもらえるような取り組みをしています。

昨年の「ひとtoひとのフォーラム足利2017」の様子



【第1部】展示会・着ぐるみショー



【第2部】表彰式
(人権書道、人権啓発ポスター、人権作文)



【第3部】講演会

★ 人権尊重の意識づくりと男女共同参画社会の実現を図るため、「人権週間」に伴う啓発事業の一環として、フォーラム実行委員会が中心となって開催しています。★

今年のフォーラムは、12月8日(土)に足利市民プラザで開催します。
詳しくは、ポスター・チラシ、「あしかがみ」(11月号)を見てね！



7月26日の講演会の様子

足利市では、市民一人ひとりが人権尊重の理念を正しく理解し、様々な人権問題に関する差別意識の解消を目的に、8月の栃木県人権教育・啓発推進県民運動協調月間に合わせて、人権問題講演会を毎年3回開催しています。

本年度は、「インターネット社会と人権侵害」ネット被害から子どもを守れ、「差別をこえて、わかち愛、助け愛、支え愛」「ハラスメントとメンタルヘルス」をテーマとして7月26日(木)、8月1日(水)、8月6日(月)に開催しました。

人権問題講演会は、市職員の人権研修を兼ねており、市職員や市民、団体・企業関係者など全体で約1,200人の参加がありました。3回の講演会とも参加された多くの方が講師の話に熱心に耳を傾けていました。

「人権問題講演会」

人権啓発活動紹介③



足利学校を観光する講演会 講師(8月1日)の柱文高さん

様々な人権課題③ 「外国人の人権問題」

平成29(2017)年末の中長期在留外国人は約256万人にのぼり、過去最高となりました。

また、平成28(2016)年11月14日から12月5日にかけて日本に住む外国人を対象として法務省が行った調査では、約30%が差別的なことを言われた経験があると回答しています。現在、足利市内においても多くの外国人の方が暮らしています。地域の構成員として誰もが安心して暮らしていくためには、外国文化や生活の多様性を理解するとともに、相手の国籍や人種にとらわれず、一人の人間として尊重することが大切です。

